

静岡県家畜共同育成場指定管理者募集要項

資料編



令和8年9月11日

静岡県経済産業部農業局畜産振興課

目 次

1	静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例（案）	資料 1
2	静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則	資料 2
3	静岡県家畜共同育成場の立地概要	資料 3
4	天城哺乳場・放牧場（（公社）静岡県畜産協会資料）	資料 4
5	静岡県家畜共同育成場関係図面	
(1)	天城放牧場 案内図	資料 5-1
(2)	天城放牧場 平面図	資料 5-2
(3)	天城放牧場 航空写真	資料 5-3
(4)	天城放牧場・哺乳場 主要施設配置図	資料 5-4
6	令和 8 年度静岡県家畜共同育成場管理運営方針	資料 6
7	（公社）静岡県畜産協会家畜共同育成事業実績	
(1)	育成牛受託等の状況	資料 7-1
(2)	令和 7 年度静岡県家畜共同育成場事業報告書	資料 7-2
8	静岡県畜産技術研究所の試験への受託牛の提供について	資料 8
9	家畜伝染病の検査等について	資料 9

○静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例（案）

昭和41年10月14日

条例第53号

静岡県家畜共同育成場の設置、管理及び使用料に関する条例をここに公布する。

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例

（題名改正〔平成17年条例60号〕）

（趣旨）

第1条 この条例は、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例60号〕）

（設置）

第2条 家畜資源の確保及び畜産経営の改善に資することを目的として、静岡県家畜共同育成場（以下「育成場」という。）を伊豆市及び賀茂郡西伊豆町に設置する。

（一部改正〔昭和42年条例42号・43年47号・45年55号・46年19号・平成8年5号・11年5号・16年64号・17年8号・60号〕）

（施設）

第3条 育成場の施設は、天城放牧場及び天城哺乳乳場とする。

（追加〔平成17年条例60号〕）

（事業）

第4条 育成場は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 育成場を畜産農家の使用に供すること。
- （2） 乳用牛及び肉用牛の育成に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する目的を達成するために必要な事業を行うこと。

（追加〔平成17年条例60号〕）

（使用期間等）

第5条 育成場の使用は、次の表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる家畜について同表の右欄に掲げる期間を限度とする。

施設	家畜	期間
天城放牧場	生後5か月齢以上生後24か月齢以下の乳用牛又は肉用牛	20か月
天城哺乳乳場	生後1か月齢以上生後7か月齢以下の乳用牛又は肉用牛	7か月

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、前項の表の右欄に掲げる期間を延長し、又は同表の中欄に掲げる家畜に該当しない乳用牛又は肉用牛であっても次条第1項の規定によりその使用を承認し、若しくは同条第2項の条件を付することができる。

（追加〔平成17年条例60号〕）

(使用の承認)

第6条 育成場を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、育成場の管理のために必要な限度において、条件を付することができる。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

(使用の不承認)

第7条 知事は、前条第1項の承認(第5条第2項の規定による場合を含む。以下この条において同じ。)を受けようとする者の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

- (1) 公の秩序を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 育成場の管理上支障があると認めるとき。
- (3) その他その使用が不適當であると認めるとき。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

(使用の承認の取消し等)

第8条 知事は、第6条第1項の承認(第5条第2項の規定による場合を含む。)を受けた者(以下「使用者」という。)について次の各号のいずれかの事実が判明したときは、その承認を取り消し、又は使用を制限することができる。使用者の使用が、前条各号のいずれかに該当することとなったときも同様とする。

- (1) 第6条第2項の規定により付された条件(第5条第2項の規定による場合を含む。)に違反していること。
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたこと。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者による管理)

第9条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体で知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に育成場の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の育成場の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号に掲げる事業に関する業務のうち、次に掲げるもの
 - ア 第5条第2項の規定による期間の延長
 - イ 第6条第1項の規定による使用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与(第5条第2項の規定による場合を含む。)
 - ウ 第7条の規定による使用の不承認(同条第1号に掲げる事由による使用の不承認を除く。)
 - エ 第8条の規定による承認の取消し又は使用の制限(第7条第1号に掲げる事由が生じたことを理由とする承認の取消し又は使用の制限を除く。)
- (2) 第4条第2号及び第3号に掲げる事業に関する業務
- (3) 育成場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、育成場の管理に関して知事が必要と認める業務

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の指定の申請)

第10条 前条第1項の規定による指定は、育成場の管理を行おうとするものの申請により行うものとする。

2 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行うものとする。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の指定)

第11条 知事は、前条第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に育成場の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、畜産農家の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、育成場の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の指定等の公示)

第12条 知事は、前条の規定による指定を行い、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示するものとする。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(利用料金の納付)

第13条 指定管理者が第9条第2項第1号イの規定により行う第6条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、1頭につき1日775円の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(追加〔平成17年条例60号〕、一部改正〔平成20年条例37号・26年36号〕)

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は還付しない。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

(指定管理者の事業報告)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、規則で定めるところにより事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(追加〔平成17年条例60号〕)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成17年条例60号〕)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(一部改正〔平成20年条例37号〕)

2 知事は、新たに第11条の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が第9条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第13条第2項の規定による承認を行うことができる。

(追加〔平成20年条例37号〕)

附 則(昭和42年7月11日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年7月16日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45年12月5日条例第55号)

この条例は、昭和46年1月1日から施行する。

附 則(昭和46年3月15日条例第19号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月24日条例第11号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第5号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第5号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第64号)

この条例は、平成17年1月17日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第8号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月15日条例第60号)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第9条第1項の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第10条から第12条までの規定の例により行うことができる。

- 3 新条例第13条第2項の規定による知事の承認があるまでの間は、1頭につき1日577円を同項の規定により知事の承認を得た利用料金(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項の利用料金をいう。)の額とみなす。

附 則(平成20年10月24日条例第37号)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、同項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成26年3月28日条例第36号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成31年3月26日条例第35号)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(令和3年10月26日条例第32号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(令和6年3月28日条例第10号)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(令和〇年〇月〇日条例第〇号)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴って必要となる改正後の静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項に定める額の範囲内で行うことができる。

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例施行規則

静岡県家畜共同育成場管理規則（昭和41年静岡県規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例（昭和41年静岡県条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請書等）

第2条 条例第10条第2項の規則で定める申請書は、別記様式によるものとする。

2 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業計画書
 - (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (3) 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
 - (4) 団体の活動実績を説明する書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- （事業報告書）

第3条 条例第15条の事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 静岡県家畜共同育成場の管理に関する業務（以下「業務」という。）の実施状況
 - (2) 業務に係る収支状況
 - (3) 静岡県家畜共同育成場の利用状況
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- （補則）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成17年7月15日規則第68号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月6日規則第41号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和元年7月1日規則第4号）

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（令和3年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別記様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

主たる事務所の所在地
申請者 名称
代表者の氏名 印
(代表者の氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

静岡県家畜共同育成場の管理に関する業務を行いたいのので、静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）
- 4 団体の活動実績を説明する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

静岡県家畜共同育成場の立地概要

1 位置

静岡県伊豆市湯ヶ島及び賀茂郡西伊豆町にまたがった西天城高原の稜線沿いに立地し、牧場の中央に仁科峠が位置している。

2 標高

○主要施設：765m から 800m ○牧場全体：750m から 900m

3 地形・地質 山岳地形、火山灰土

4 土地利用面積

牧 草 地			計	野草地	山林・施設	合 計
採草兼 放牧地	放牧地					
	機械管理可能	機械管理不可				
	傾斜 12%以下	傾斜 12～30%				
9.9ha	33.0ha	19.4ha	62.5ha	3.9ha	58.8ha	125.1ha

5 気象

伊豆半島西岸に面した山岳地域のため、年間を通じて降水量が多いこと、霧が発生しやすく雨季等は多湿になりやすいこと、年間を通じて風速が強い。

気温(推定値)	－3℃～29℃ 平均気温 12℃(8月：22℃、1月 2℃前後と見込まれる) ※松崎地域気象観測所の気象平年値、標高差から推定した気温推定値を参照(別紙)。
降水量(推定値)	3,500mm～4,500mm (近傍の湯ヶ島・天城山のアメダス測候データより推定) (参考)年間平均雨量 天城山 4,553mm、湯ヶ島 2,842mm、松崎 1,962mm
積雪	年に数回程度の積雪があるが、根雪になることは少ない。 ただし、数年に一度、50cm 程度の積雪がある。
風向・風速	仁科峠、風早峠が牧場中央に位置しており、冬期に稜線と直角に吹く西風が特に強く、平地に比べて風速が非常に強い。 (現在の放牧育成牛舎の建築時には、耐風速 44m/s で設計・建築)

6 交通

伊豆箱根鉄道修善寺駅から自家用車で約 40 分、東名高速道路沼津インターから自家用車で約 1 時間 30 分。

国道 136 号線を土肥方面へ西進し、船原峠より県道西天城高原線(411 号)を南下し、風早峠より県道伊東西伊豆線(59 号)を東に入る。

別紙 松崎地域気象観測所の気象平年値と天城放牧場の気象推定値

松崎地域気象観測所における気象要素の統計値(平年値 1991～2020)

月・全年	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (hr)	降水量 (mm)
1	7.0	11.4	2.1	3.3	185.4	73.9
2	7.5	12.1	2.3	3.0	175.4	97.4
3	10.3	15.0	5.0	2.6	180.1	161.1
4	14.5	19.3	9.2	2.3	192.4	174.1
5	18.4	23.4	13.7	2.0	194.7	182.0
6	21.7	25.7	18.4	1.8	135.3	231.6
7	25.4	29.3	22.3	1.8	161.5	246.4
8	26.5	31.0	23.1	1.8	211.3	153.7
9	23.5	28.1	19.8	1.7	163.1	238.9
10	18.7	23.5	14.4	1.7	158.2	198.1
11	13.9	18.7	9.2	2.2	161.7	131.2
12	9.3	13.9	4.4	3.1	178.2	73.8
通 年	16.4	20.9	12.0	2.3	2096.4	1962.1

※ 気温・風速は平均、日照時間・降水量は合計

天城放牧場における気温の推定値

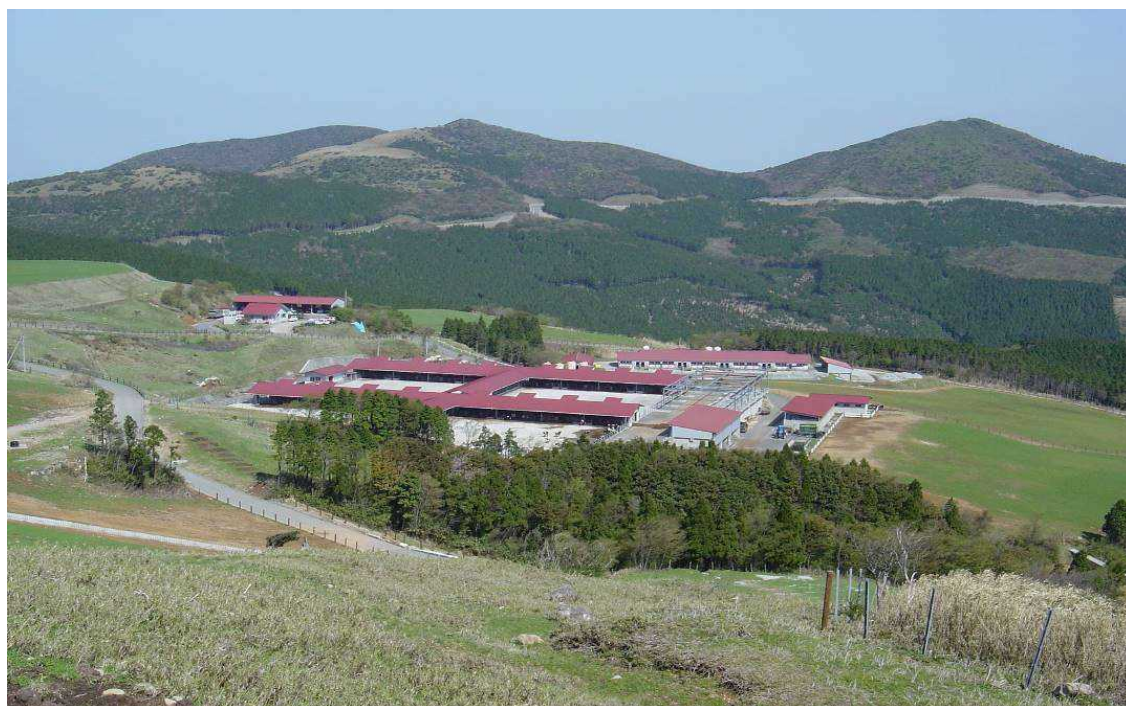
月	平均気温 (℃)	最高気温(℃)	最低気温(℃)
1	2.3	7.4	-3.3
2	1.9	6.5	-3.5
3	7.0	11.7	1.7
4	10.6	15.5	5.7
5	14.1	18.1	9.8
6	19.1	23.4	15.5
7	22.4	27.4	18.7
8	23.6	28.0	20.4
9	21.2	25.6	17.4
10	15.1	19.5	11.5
11	8.5	14.0	3.4
12	5.6	10.3	-0.1

注) 松崎地域気象観測所の標高 4.0m (温度計の地上高 1.5m)、天城放牧場の標高を 900m、標高が 100mあがるごとに-0.55℃として R7 実績より推定。

静岡県家畜共同育成場

天城哺乳場・放牧場

県内の牛飼養農家から
子牛を預かり育てます。



静岡県伊豆市湯ヶ島 892-2

TEL 0558-85-1172

FAX 0558-85-1511

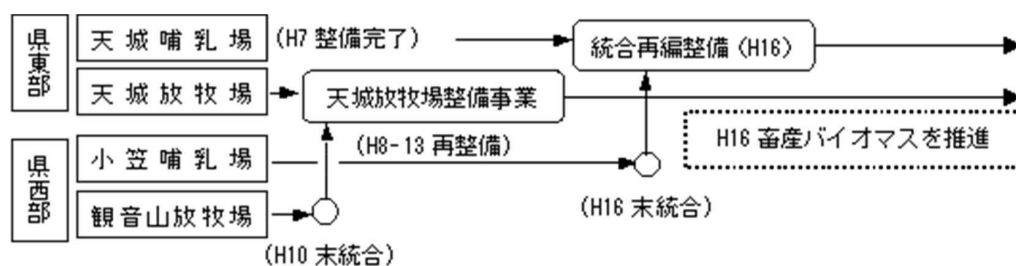
指定管理者：公益社団法人静岡県畜産協会

1 設置の目的

天城放牧場は、昭和 42 年に家畜資源（牛）の確保と畜産経営の改善を図るため、伊豆市湯ヶ島及び西伊豆町宇久須にまたがる西天城高原に、県が設置した県営放牧場です。

その後、県内各地の県営放牧場と哺乳場が順次統合され、最終的には、平成 16 年度に天城放牧場内に県内唯一の県営育成牧場として、県内の農家から雌の子牛を預かり、哺乳・育成する「静岡県家畜共同育成場天城哺乳場・天城放牧場」が設置されました。

また、平成 18 年度からは、「静岡県家畜共同育成場の設置及び管理に関する条例」により牧場の管理運営について指定管理者制度が導入され、公益社団法人静岡県畜産協会が指定管理者として指定されています。（現指定期間：令和 4 年度～8 年度）



2 施設の概要

【哺乳場】 収容頭数 200頭

哺乳ロボットによる哺乳を行っています。

離乳後は、良質な乾草と配合飼料を給与し、その後の放牧に順応できるよう、餌を十分摂取し消化できる胃づくりをします。



【放牧育成牛舎】 収容頭数 270頭

夏季（5月～10月）は、育成前期の牛を主体に草地に放牧して生草を十分給与し、胃の発達を促すとともに、妊娠できる体づくりを行います。

冬期（11月～4月）は、牛舎内での飼育を主体に、乾草と配合飼料を給与します。

※周年放牧も併用しますので、収容頭数以上を受け入れます。

【採草放牧地】 草地面積 62.5ha

場内で生産された堆肥を活用して牧草を育てた優良草地に放牧し、足腰の強い牛を育成します。



3 哺乳場・放牧場での基本的な飼育管理

(1) 預託前の子牛の管理(利用者の皆さまへのお願い)

預託前の子牛の状態は、その後の育成成績に最大の影響を及ぼしますので、預託前に次の事項を確実に行っていただくようお願いします。

- ✓ 個体識別耳標の装着と分娩の届出し、哺乳場へ預託する届出を行ってください。
 - ✓ 育成中の疾病・事故予防のため、母牛に適切なワクチンを接種し、子牛には初乳を十分給与してください。
 - ✓ 奇形や臨床的に異常がないことを確認してください。
 - ✓ 預託前には、除角を行ってください。
 - ✓ 夏期における遠隔地(県西部地域)からの子牛輸送のお願い
- 子牛の健康(脱水予防)のため、輸送直前に経口補液剤を約2ℓ給与してください。

※ご理解をお願いします
預託前、協会の預託推進員が子牛の状態を確認させていただき、預託の延期・中止をお願いする場合があります。

なお、家畜共同育成場では、哺乳場到着後に時に子牛の健康状態を確認し、経口補液剤、抗生剤、抗原虫薬及びビタミン剤を投与し、ストレスの緩和、疾病予防対策を実施します。

(2) 哺乳場・放牧場での基本的な飼育管理

哺乳場では、概ね10頭を1群として群を構成し、月に一回牛房を移動させながら飼育し、概ね8ヶ月齢を目安に放牧場に移動させます。

放牧場では、4～5群の構成で管理し受胎適期の月齢に到達した牛に、預託者の希望に応じて人工授精(乳用種性判別、黒毛和種)又はマキ牛(黒毛和種)による自然交配を行います。

0 月 齢	2	8	12～14	22
分娩	哺乳場	放牧場	人工授精・マキ牛	放牧場
入 場	入 場	入 場	による種付	退 場
体重	75kg 前後	220kg 前後	350kg 前後	520kg 前後

飼料給与は、発育状態や月齢に応じて飼料設計を行い、放牧中でも、草の状況に応じて濃厚飼料や乾草を補助飼料として与えます。冬期では、屋根付きパドックが併設された牛舎での飼育を主体とし、十分な濃厚飼料と乾草等を与えます。

(3) 疾病対策 家畜保健衛生所の指導のもと疾病の発生とまん延の予防に努めます。

- ・ 入 場 時 : TSV3 (IBR、パラインフルエンザ、RS) 鼻腔内投与
- ・ 4 ヶ月齢 : キャトルバクト3 1 回目接種 (ヘフィリス、パステラ、マフミア)
- ・ 4.5 ヶ月齢 : 6 種混合ワクチン接種 (IBR、BVD 1・2 型、PI 3 型、RS、アデノ)
- ・ 5 ヶ月齢 : キャトルバクト3 2 回目接種、牛伝染性リンパ腫検査
- ・ 6 ヶ月齢 : 家畜伝染病予防法に基づく検査 (ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫等)
★牛伝染性リンパ腫の抗体陽性牛は、牧場内のまん延防止の観点から、農家様(利用者様)にお返しいたします。ご理解とご協力をお願いします。
- ・ 12 ヶ月齢 : 5 種混合ワクチン接種 (IBR、BVD 1・2 型、PI 3 型、RS)
- ・ 希望者のみキャトルウィン-BO2(ボツリヌス毒素)を接種します。お問い合わせを。

4 預託の申し込みと預託料金

- ・家畜共同育成場を利用(子牛を預託)したい場合は、農協を通して(公社)静岡県畜産協会に申し込んでください。
- ・預託料金は、1頭1日699円(税込み)で、毎月の預託日数に応じた額を月末で計算し、翌月に請求します。
- ・入退場時の管理事務経費、予防注射料、家畜伝染病検査料、人工授精料、授精証明書料、ホルモン処置及び除角処置料等の経費は、利用者様の実費負担となります。
- ・哺乳場のみのご利用を希望の場合は、利用者様と協議のうえ受け入れを決定します。

5 繁殖用肉用牛の預託

- ・黒毛和種育成牛(雌)も預託を受け入れます。(公社)静岡県畜産協会にお尋ねください。

重要！ 死廃事故・治療費の取り扱い

家畜共済への加入をお勧めします！

- ・預託期間中の死亡廃用は、補償要領に基づき補償いたします。この場合、協会の基準補償額から家畜共済金相当額を差し引いて、利用者様にお支払いします。
- ・診療は、原則共済獣医師に依頼するため、治療費は預託者負担(家畜共済利用)となります。
- ・家畜共済未加入の牛も、補償額の決定と治療費請求は、家畜共済利用と同様にさせていただきますので、家畜共済制度の加入・利用をお願いします。



預託に関する質問や問い合わせにつきましては、協会本部・牧場にお尋ねください。

(公社) 静岡県畜産協会

静岡市葵区相生町14番26-3号
TEL 054-274-0210
FAX 054-253-3215

天城哺乳場・放牧場

伊豆市湯ヶ島892-2
TEL 0558-85-1172
FAX 0558-85-1511
場長携帯 080-6979-4581
職員携帯 080-6979-4582

静岡県家畜共同育成場 関係図面

5－1 天城放牧場 案内図

5－2 天城放牧場 平面図

5－3 天城放牧場 航空写真

5－4 天城放牧場・哺乳場 主要施設配置図

資料5-1

③突き当たりを左折

①右折
牧場の家
方面へ

②右折
西伊豆スカイラインへ

○右折
国道136号へ

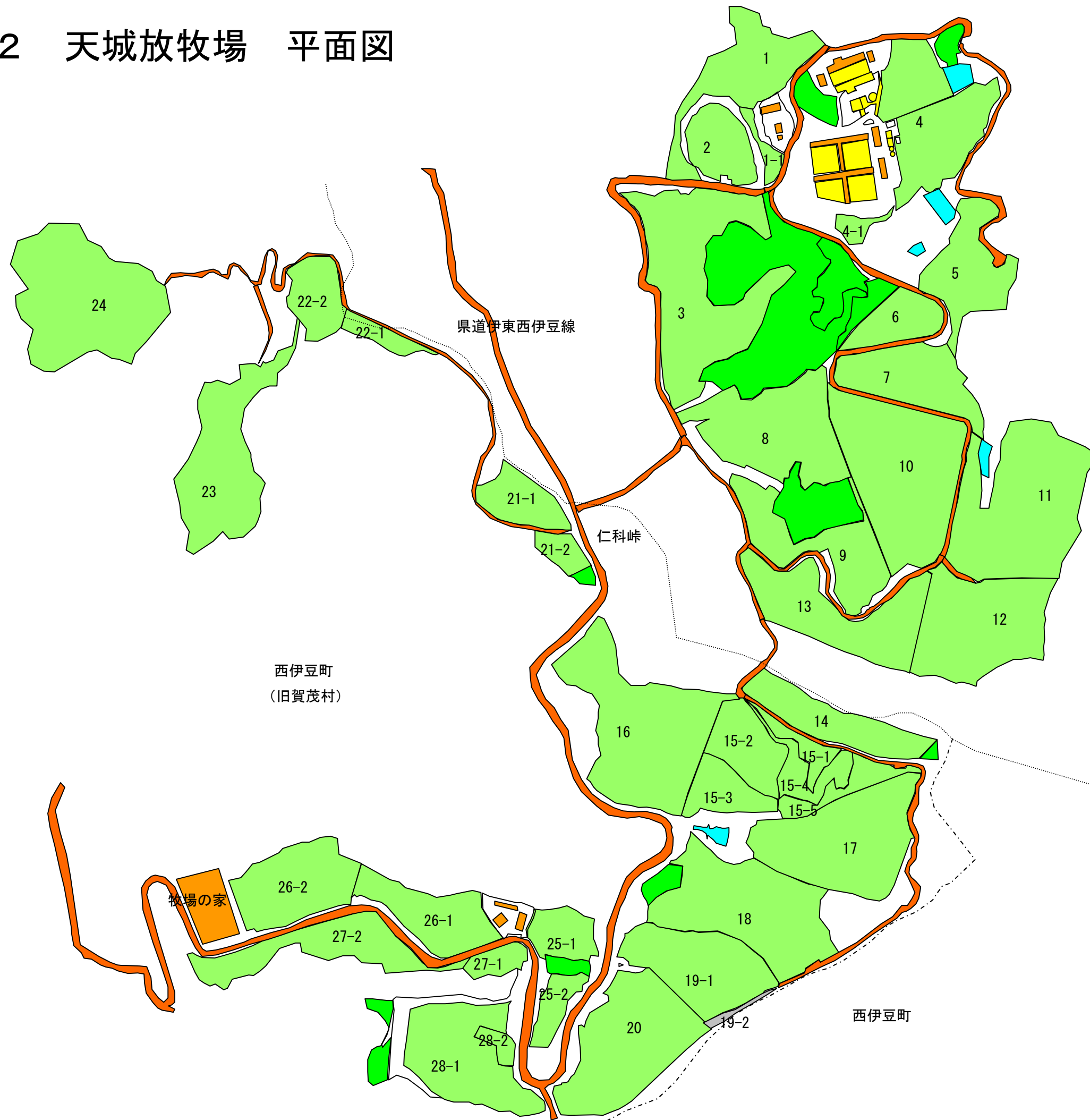
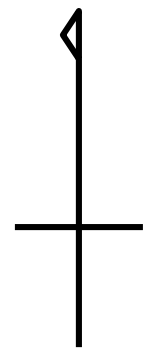
○左折
天城湯ヶ島方面

○右折
あまぎの森
天城放牧場へ

天城放牧場への交通(自家用車の場合)

三島市方面から、国道136号線を南下し、伊豆市湯ヶ島から、土肥方面へ向かう。途中、牧場の家(西天城高原)・西伊豆スカイラインへ2度右折し、突き当たりを左折しに科峠方面へ南下する。風早峠付近で、天城湯ヶ島方面へ左折し、数百m下ったところに天城放牧場の入り口があります。
三島駅からの所要時間は1時間30分です。

資料5-2 天城放牧場 平面図



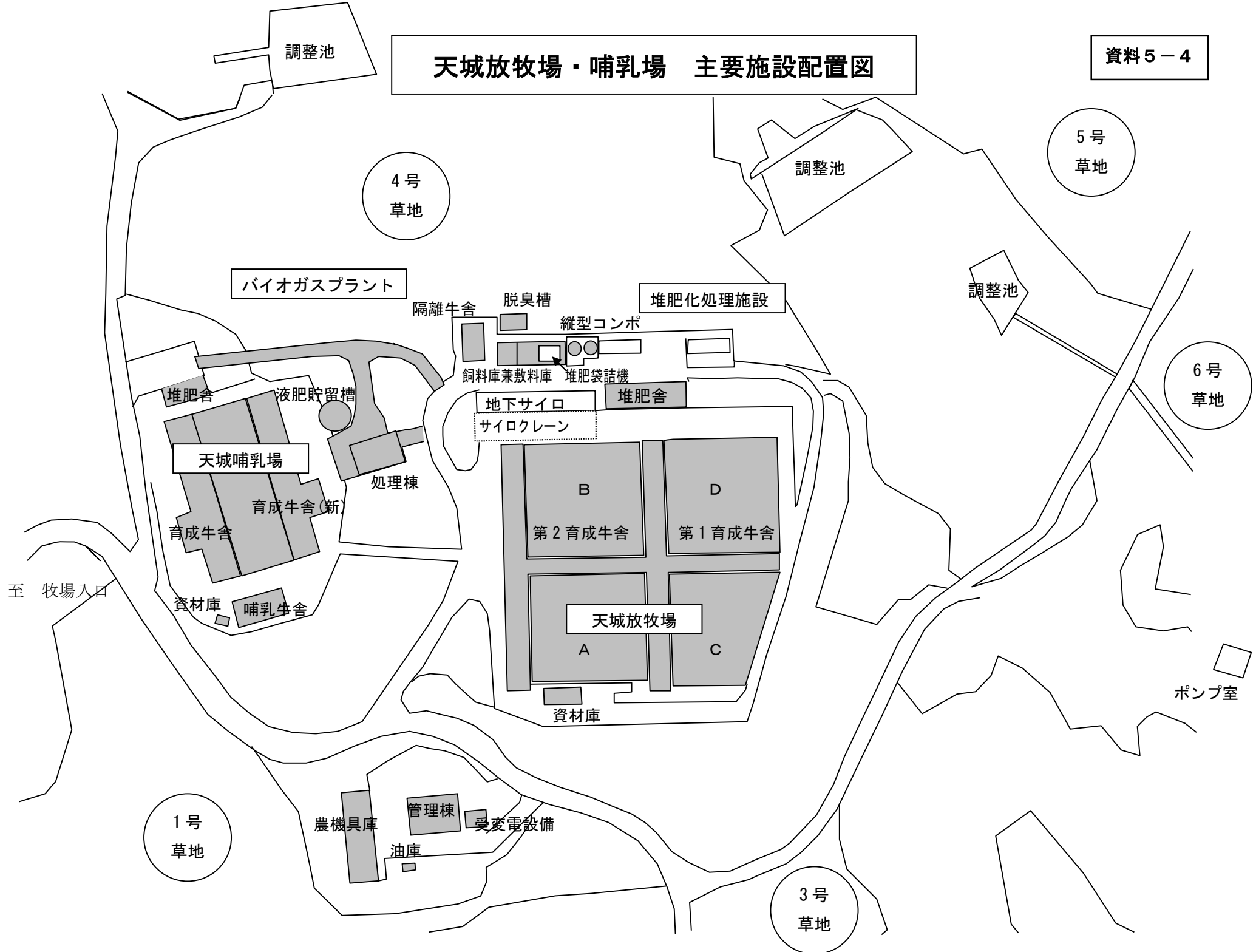
天城放牧場 航空写真

(平成 12 年 12 月 5 日撮影)

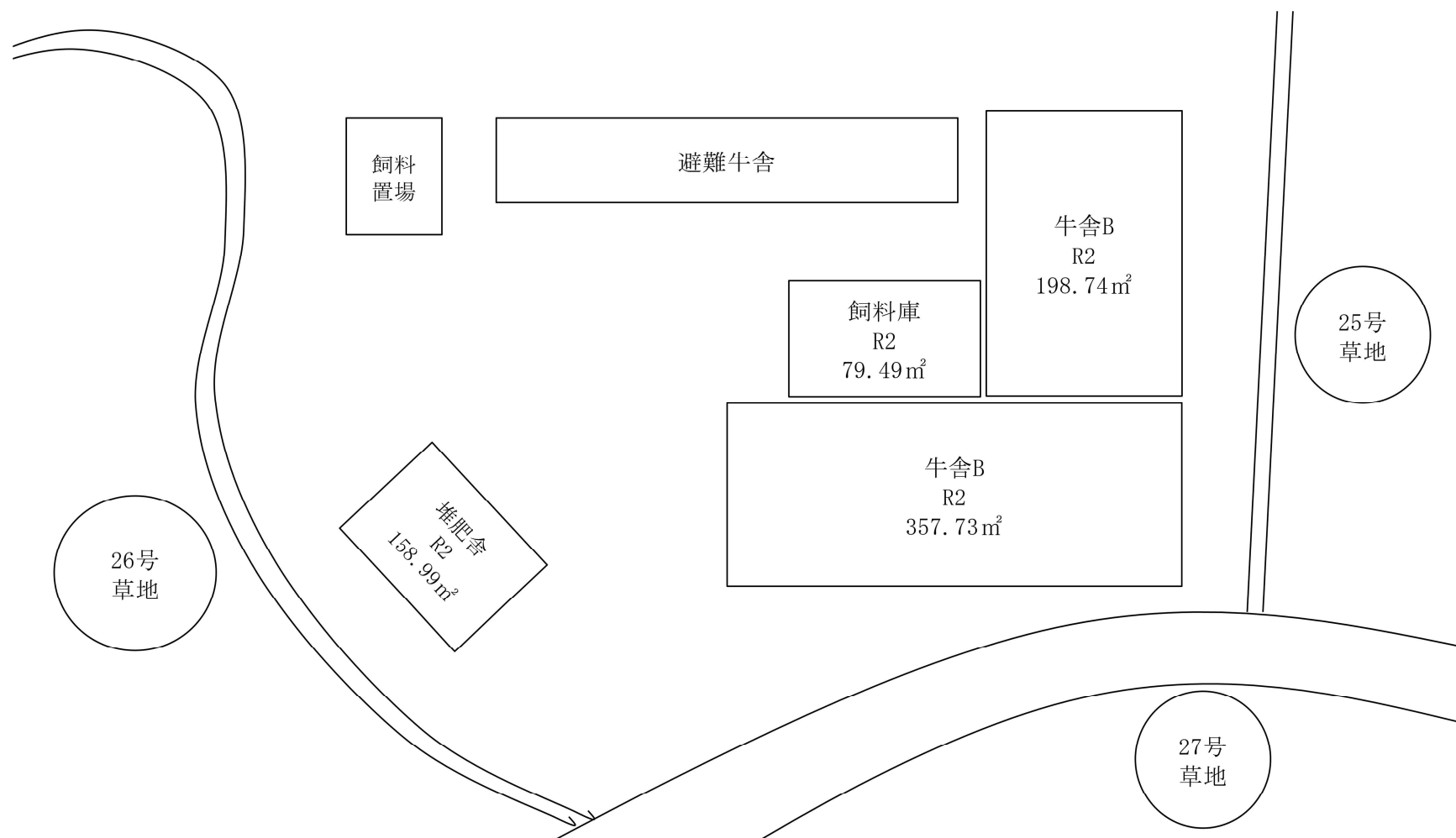


天城放牧場・哺乳場 主要施設配置図

資料5-4



天城放牧場 宇久須地区施設配置図



令和 8 年度 静岡県家畜共同育成場管理運営方針

はじめに

本方針は、静岡県家畜共同育成場の管理運営が適正に行われるための技術的な方法を定めたものである。

しかし、この方針で示したものより効率的、効果的に管理運営が行われると判断される場合は、指定管理者の発意により管理運営を実施できるものとする。

また、方針の大幅な修正が必要である場合は、指定管理者と県と協議等を行い、その都度内容の修正を行う。

I 環境と調和した農業生産活動

環境と調和した農業生産活動を行うために定められた「農業環境規範」（家畜の飼養・生産）及び家畜伝染病予防法に基づく「家畜の飼養衛生管理基準」を遵守するため、基本的な管理運営方針を定めるものとする。

1 農業環境規範の遵守

(1) 家畜排せつ物法の遵守

① 家畜排せつ物は、処理・保管施設で管理するとともに、施設の定期的な点検を行い、破損等を遅滞なく修繕し、装置の維持管理を適切に行い、その点検結果等を記録することとする。

② 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法等について記録するものとする。

(2) 悪臭・害虫の発生防止・低減

家畜排せつ物を畜舎から定期的に搬出するとともに、定期的な清掃を行い、悪臭や害虫の発生防止に努めるものとする。

(3) 家畜排せつ物の利活用の推進

場内で生産される堆肥は、牧草の生産に利用するとともに、必要に応じて地域の耕種農家へ提供することとする。

(4) 関係法令への適切な対応

使用済みプラスチック等の廃棄物が発生する場合は、廃棄物処理法に従った処分するとともに、臭気や排水等が牧場外に漏出する場合は、関連法令に従った処理とする。

(5) エネルギーの節減

牧場で使用するエネルギーの節減のため、農業機械の点検や補修、適切な管理に努めるものとする。

2 飼養衛生管理基準の遵守

別紙 1 に定めるものとする。

Ⅱ 哺乳場

1 哺乳牛舎

(1) 使用期間

通年

(2) 管理方法

① 飼養管理

- ・ 哺乳場への入場は生後2か月齢以下の子牛で、乳用牛については、輸送前の健康検査により、別紙2に定める基準に基づき、A、B、C、Dのランク付けをし、Cランク以上の健康状態が良好なものとする。

なお、入場時に別紙3のチェック表により健康状態、ランク等を記録するものとする。

- ・ 個体識別番号及び異動記録を確認し、受け入れ後は、速やかに（独）家畜改良センターに異動報告を行う。
- ・ 輸送前後の預託家畜に対する処置は以下のとおりとする。
県西部地域からの預託家畜の輸送直前に経口補液剤の給与（農家）がされたことを確認するとともに、哺乳場到着後、速やかに経口補液剤、抗生剤及びビタミン剤を投与し、その1時間後に代用乳を給与することとする。
- ・ 入場時に体重推定尺により体重測定を行い、発育状況に応じた個体管理を行う。
- ・ 入場後1週間は、朝夕、温度・湿度、換気不良等の環境ストレスによる異常がないか預託家畜の健康観察を徹底する。
- ・ 哺乳舎での管理は最大20頭までとする。
- ・ 哺乳は自動哺乳機を利用し、毎日異常のないことを確認する。
- ・ 離乳は2か月齢を基準とし、人工乳摂取量が1kg/日以上であることを条件とする。
- ・ 預託家畜の観察を徹底し、特に下痢、呼吸器疾患が認められた場合には、速やかに治療を行うとともに、当該牛をカーフハッチ等により隔離飼育するなどの、まん延を防止する措置をとるものとする。なお、治療等を行った場合には、カルテに記録する。
- ・ 飼料給与は別に定めるプログラムにより行うこととする。（別紙4）
- ・ 以上の結果を預託牛管理台帳、管理日誌等に記録する。

② 施設管理及び糞尿処理

- ・ 施設及び器具は定期的な清掃・消毒を実施する。
- ・ 施設の機能点検を定期的実施する。
- ・ 機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐこととする。
- ・ 牛床にはオガコを使用し、除糞は定期的実施する。
- ・ 換気を十分に行う。

2 育成牛舎

(1) 使用期間

通年

(2) 管理方法

① 飼養管理

- ・ 2ヶ月齢以上に達し、離乳した預託家畜を育成牛舎に収容し、概ね10頭を1群として群編成を行い、群での飼育を行う。
- ・ 育成牛舎に移動後に除角を実施する。
- ・ 発育に応じて順次、牛房を移動させ、3ヶ月齢時、6ヶ月齢時、(9ヶ月齢時)及び退場時には体重推定尺により体重測定を行い、必要に応じて発育状況に応じた群編成を行う。
- ・ 毎日、2時間以上パドック内で飼養することとする。
- ・ 4ヶ月齢に達したものに6種混合(IBR, BVD・MD (I・II), PI, RS, アデノ)ワクチンを接種する。
- ・ 5ヶ月齢に達したものは家畜保健衛生所が実施する牛伝染性リンパ腫検査を受けることとする。また、牛伝染性リンパ腫の5ヶ月齢検査で、抗体陰性と判定された牛は1ヶ月後に再検査する。抗体陽性と判定された牛は、原則として預託農家に返還するものとする。やむを得ず飼養する場合は、抗体陽性牛は畜舎内で抗体陰性牛と別飼いし、蔓延防止に努めるものとする。
- ・ 6ヶ月齢に達したものは家畜保健衛生所が実施する監視伝染病等(ヨーネ病等)の検査を受けることとする。
その他の家畜伝染病については、家畜保健衛生所の指示による。
- ・ 原則、8ヶ月齢に達した預託家畜は放牧場へ移動する。
- ・ 飼料給与は別に定めるプログラムにより行うこととする。(別紙4)
- ・ 以上の結果を預託牛管理台帳、管理日誌等に記録する。

② 施設管理及び糞尿処理

- ・ 施設及び器具は定期的な清掃・消毒を実施する。
- ・ 牛伝染性リンパ腫の水平感染対策として、定期的なサシバエ駆除を行う。
- ・ 施設の機能点検を定期的実施する。
- ・ 機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐこととする。
- ・ 牛舎の換気を十分に行う。
- ・ 牛舎床にはオガコを使用し、除糞は定期的実施する。パドックはオガコを使用せず除糞は定期的に行うこととする。
- ・ 糞尿は、堆肥舎等を利用し適切に処理する。

Ⅲ 放牧場

1 育成牛舎

(1) 使用期間

通年

(2) 管理方法

① 乳用育成牛の飼養管理

- ・ 放牧場での飼養月齢は8～22か月齢を基準とする。
- ・ パドック内での飼育を基本とし、退場前の受胎群の飼育、除糞、衛生検査時、治療牛のみスタンション側の牛房を使用することとする。
- ・ 飼料給与は管理通路側の飼槽を使用する。
- ・ 収容頭数はA、B、Dパドックはおおむね50頭、Cパドックはおおむね45頭とする。
- ・ 繁殖方法は預託農家の希望により、人工授精又は黒毛和種雄牛による自然交配とする。
- ・ 繁殖供用開始の目安は、人工授精の場合、13ヶ月齢以上で体重330kg以上、自然交配の場合、13ヶ月齢以上で体重300kg以上のものとする。
- ・ 妊娠鑑定により受胎を確認した牛は、退場までの期間を受胎群として管理する。
- ・ 人工授精は預託農家の希望により、2回若しくは3回実施し、受胎が確認できない牛は、黒毛和種雄牛による自然交配に移行させる。
- ・ 体重測定は1ヶ月毎に行い、牛衡機または体重推定尺を使用する。
- ・ 放牧期間中は、外部寄生虫駆除剤（フルメトリン、パイチコール等）を2週間に1回の頻度で投薬するとともに、放牧開始前、7月及び終牧時には内部寄生虫駆除剤（イベルメクチン等）を投薬する。
- ・ 飼料給与は別に定めるプログラムにより行うこととする。（別紙5、6）
- ・ 以上の結果を預託牛管理台帳、管理日誌等に記録する。

② 預託家畜としての繁殖和牛の飼養管理

- ・ 放牧場での飼養は、概ね分娩2ヵ月前までとする。
- ・ 長期不受胎牛は原則受託しない。
- ・ 夏季は、昼夜放牧を主体に青草を自由採食させ、状況に応じて補助飼料として配合飼料等を給与することを基本とする。
- ・ 預託前にヨーネ病、牛伝染性リンパ腫及びBVDの検査を実施し、陰性確認した牛を受け入れる。
- ・ 冬季は、舎飼を主体とし、配合飼料及び乾草等を給与する。（別紙5、6）
- ・ 外部及び内部寄生虫駆除剤は家畜保健衛生所が行う検査により、必要に応じて定めるプログラムにより投与する。

③ 施設管理及び糞尿処理

- ・ 施設及び器具は定期的な清掃・消毒を実施する。
- ・ 施設の機能点検を定期的に行う。
- ・ 機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐこととする。
- ・ スタンション側の牛房にはオガコを使用し、除糞は適宜実施する。パドックはオガコを使用せず、除糞は各飼養箇所をローテーションで定期的に行う。
- ・ 糞尿は、堆肥舎等を利用し適切に処理する。

2 牧草地

(1) 使用期間

夏期：4月～10月 冬期：必要に応じて放牧期間延長

(2) 使用草地

全体の草地を次のとおり区分し草生の状態を見て利用する。

区 分		草 地 番 号
天 城 側	放牧用草地	1, 2, 3, 4, 8, 10
	放牧地 (機械整備不可)	5, 6, 7, 9, 11, 12, 13
宇久須側	放牧用草地	14, 17, 18, 26, 27, 28
	放牧地 (機械整備不可)	15, 16, 19, 20, 25 (21, 22, 23, 24)

(3) 管理方法

① 放牧利用

- 夏期(4月～10月)は、月齢と発育状況に応じて放牧群を編成し、概ね2週間の馴致放牧の後、牛群の一部を放牧することとする。
- 放牧群には、草生の状況をみて必要に応じて育成配合飼料、乾草を給与する。

② 草地の維持管理

- 草地造成整備は、耕土深が十分にあれば耕起深15cm程度、浅い場合は、作溝又は穿孔による土壌改良を行い、次の草種構成に準じ、条件により構成を変えながら、は種し、適正な肥培管理を行う。

草 種	播種量 (kg/10a)
	放牧用草地
オーチャドグラス (ナツミドリ)	1.5
ケンタッキーブルーグラス (ラトー)	0.4
トールフェスク (普通種)	0.5
ペレニアルライグラス (普通種)	1.0
	3.4

- 肥培管理は、牧場内で生産されたたい肥を草地の利用状況に応じ散布することとし、土壌分析の結果に基づき、不足する肥料分を追肥する。
- 牧柵に沿った箇所の掃除刈り及び有害雑草の除去に努める。
- 牧草の追加播種は、牧草地の状況により適切に行う。

③ 草地への施肥

- 草地の適正管理のため、下表を基本とし、土壌分析の結果を受けて施肥を行う。
- 肥料は、草地用カリレス肥料(13-27-0など)や窒素単肥(硫安、硝安、尿素)を用いる。

時 期	施肥条件
5月下旬～ 6月下旬	窒素成分4kg/10a程度を1回(※)
9月 10月上旬	窒素成分4kg/10a程度を1回(※) 施肥を控える

※堆肥を施用したほ場では、しばらく控える

- ④ 牧草地の更新
牧草被度の低下や低栄養性牧草・雑草の繁茂により牧草地の生産性が低下した草地は県の指導に基づき簡易更新を行う。
- ⑤ 牧柵・鹿柵の管理
牧柵・鹿柵は定期的に見回り、補修に努める。
- ⑥ 機械管理
機械の点検、清掃を徹底するとともに、事故対策マニュアルを遵守し、事故、故障を未然に防ぐよう努める。
- ⑦ 水路の管理
水路は定期的に見回りを行い、損壊を未然に防ぎ、水を運搬する機能を維持するよう努める。

IV 参考

- 1 月齢別作業内容（別紙7）
- 2 令和8年度月別作業計画（別紙8）
- 3 静岡県家畜共同育成場の口蹄疫防疫対策について（別紙9）

飼養衛生管理基準の遵守

静岡県家畜共同育成場の飼養衛生管理基準の遵守について、以下のとおり定める

- 1 家畜防疫に関する基本的事項
 - 1) 飼養衛生管理者として農場長を選任する。
 - 2) 飼養衛生管理者は、衛生管理区域を設定する。
 - 3) 家畜保健衛生所等から提供される情報などで防疫に関わる事項を積極的に把握し、農場の衛生管理状況を定期的に点検し改善を図る。
 - 4) 家畜保健衛生所が行う検査を受け、その指導に従う。
 - 5) 原則、農場従事者は農場外において家畜や野生動物に接触するような行為は行わない。
- 2 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備
家畜伝染病の発生リスクの高まりへの対策として、別紙 9 に定める基準に基づき放牧制限、安全な資材の利用等の防疫対応を実施する。
- 3 愛玩動物の飼育禁止
愛玩動物の衛生管理区域内への持ち込み及び衛生管理区域内での飼育をしない。
- 4 人の衛生管理区域の入退場時の措置
 - 1) 立入禁止看板等で必要のない者の衛生管理区域への立ち入りを制限する。
 - 2) 衛生管理区域入退場時の来場者の確認、専用作業着及び長靴の使用、入退場時の手指消毒が適切に行われるよう、消毒設備や専用作業着、長靴等を設置する（別添）。
 - 3) 原則、農場従事者は口蹄疫等家畜伝染病が発生している外国へは渡航せず、やむを得ず渡航する場合は、事前申請等必要な措置を行う。
- 5 車両の衛生管理区域の入退場時の措置
 - 1) 衛生管理区域入口には、衛生管理区域入退場時、車両の消毒が適切に行われるよう、消石灰帯を設置する（別添）。
 - 2) 家畜搬送後の家畜運搬車は、車両の洗浄を実施し、一晚乾燥させた後使用する。
- 6 物品の衛生管理区域の入退場時の措置
 - 1) 特に海外の肉製品等、病原体の侵入要因となる恐れのある不適切な物品は持ち込まない。
 - 2) やむを得ず他の畜産関係施設、海外等で使用した物品を衛生管理区域内に

持ち込むまたは搬出する際は、洗浄、消毒その他必要な措置を行う（別添）。

7 畜舎の入退場時の措置

畜舎出入口には、畜舎入場時の手指消毒、靴の交換が適切に行われるよう、手指消毒設備及び専用長靴を設置する（別添）。

8 野生動物の対策

- 1) 家畜の死体を保管する場合には運搬までの間、シート等を被せ、野生動物が接触しないようにする。
- 2) 飼料保管施設、飲水施設は、ねずみ、野鳥等の排せつ物等が混入しないように定期的に点検し、清掃、消毒など必要な措置を行う。

9 飼養環境の清掃および消毒

- 1) 畜舎及び器具の清掃及び消毒を定期的に行う。
- 2) 家畜の飼養管理に必要な物品を衛生管理区域内に持ち込まない。

10 家畜の健康観察

- 1) 適切な密度で飼育を行い、毎日、飼養する家畜の健康観察を行う。
- 2) 預託家畜を受け入れるもしくは移動させる場合、積み込み前に家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除き、当該家畜に異常の無いことを確認する。

11 特定症状などが確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止

- 1) 特定症状及び特定症状以外で特定家畜伝染病が疑われる異状が確認された場合、直ちに家畜保健衛生所の指導を受ける。
- 2) 上記の場合、家畜保健衛生所の指示なしに、家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物、その他の物品を農場外に移動させない。

12 その他

具体的な衛生対策については、別添のとおり

衛生対策の具体的方法

静岡県家畜共同育成場の衛生対策について、以下のとおり定める。

1. 衛生管理区域や衛生対策設備設置

(1) 人の衛生管理区域の入退場時の措置

- 1) 入場時、来場者（農場従事者以外）は、事務所で入場記録に記載を行う。なお、以下の者について原則衛生管理区域の入場を禁止する。
 - ・当日に他の畜産関係施設等に立入った者で、必ずしも来場する必要のない者
 - ・過去1週間以内に海外へ渡航した者
- 2) 農場は事務所に手指消毒の設備及び来場者用の衣服及び長靴等を設置する。
- 3) 入場時、事務所で農場専用の衣服及び長靴等に更衣する。
- 4) 入退場時、事務所で手指消毒を実施する。
- 5) 農場は手指消毒の設備及び来場者用の衣服及び長靴等の維持管理に努める。



(2) 車両の衛生管理区域の入退場時の措置

- 1) 農場は事務所側入口、宇久須川入口、宇久須牛舎入口に消石灰帯を設置する。
- 2) 原則、入場車両は事務所側入口から出入りする。
- 3) 雨天などで消石灰が流失又は効果が減弱した場合、農場は消石灰を補充するなど消石灰帯の維持管理に努める。

3. 物品の衛生管理区域内の入退場時の措置

- 1) 以下の物品について衛生管理区域内に持ち込むことを禁止する。
 - ・ 海外からの肉製品（郵便物による持ち込みを含む）
 - ・ 必要な措置を行っていない病原体の侵入要因となる恐れのある物品
- 2) 上記物品以外の工具、機材等についても、家畜の飼養管理に必要な物品は可能な限り持ち込みを制限する。
- 3) やむを得ず、他の畜産関係施設などで使用した物品を持ち込む場合、必要な措置は次の通りとする。



水洗が難しい器具



大型の器具



小型の器具



体液等が付着する器具

→カバーの装着

→水洗

→アルコール消毒

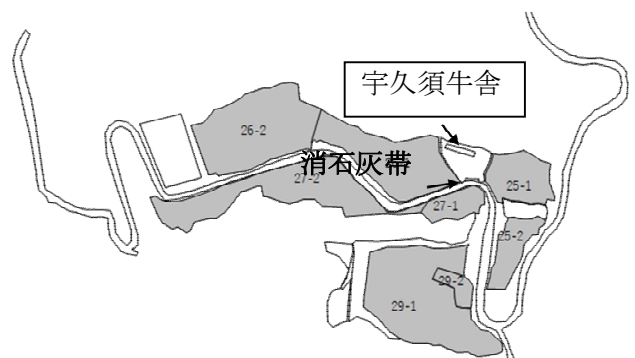
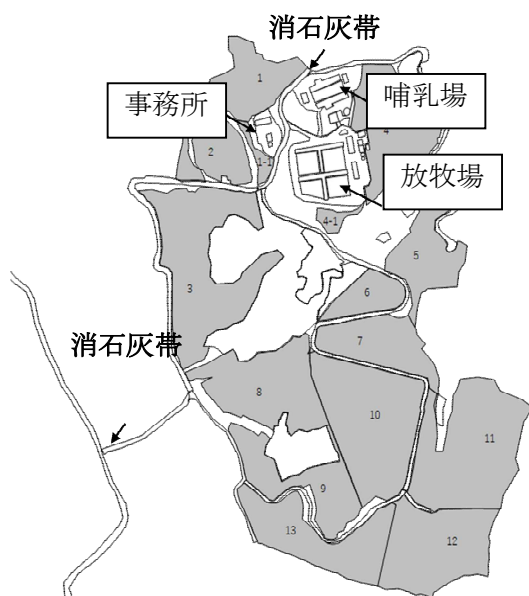
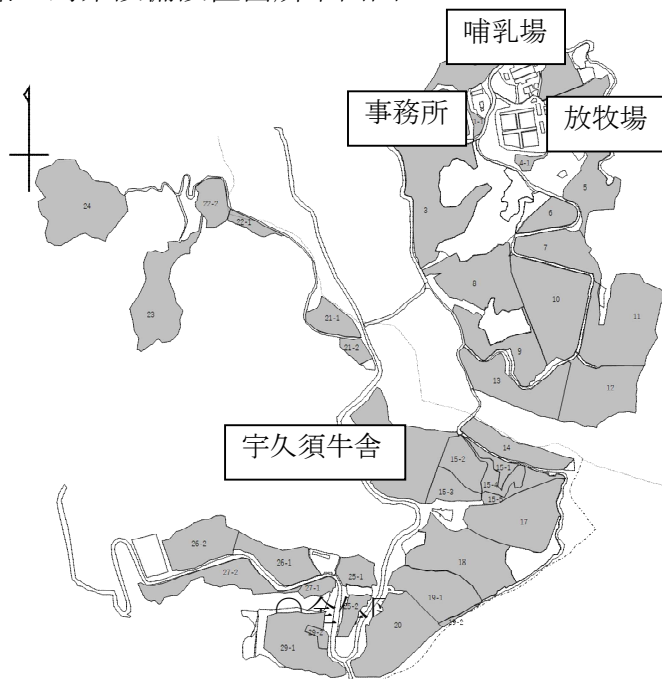
→使用の都度交換

4. 畜舎の入退場時の措置

- 1) 農場は放牧場、哺乳場、宇久須牛舎に専用の長靴及び手指消毒薬を設置する。
- 2) 畜舎入場時、畜舎専用長靴の更衣及び手指消毒を実施する。
- 3) 農場は手指消毒の設備及び長靴等の維持管理に努める。



●衛生対策設備設置箇所平面図



●消毒薬

品名	用途	備考
70%エタノール	手指消毒	
消石灰	車両消毒	消石灰帯の幅 3 ～ 4 m で 1 袋(20kg) 使用
逆性石鹼（パコマ、アストップ、モルホナイド等）	物品消毒	希釈倍率 1000 倍 （取扱説明書参照）

別紙2 哺育育成牛ランク付け基準

単位:kg

日 齢	A	B	C	D
30～40日	65以上	55～65	50～55	50以下
40～50日	73以上	60～73	54～60	54以下
50～60日	79以上	64～79	60～64	60以下
60～70日	91以上	75～91	70～75	70以下
70～80日	95以上	78～95	73～78	73以下
80～90日	104以上	85～104	80～85	80以下
90～100日	112以上	91～112	86～91	86以下
100～110日	121以上	100～121	93～100	93以下
110～120日	130以上	106～130	100～106	100以下

※ 入場時に発咳、下痢等の症状が認められた牛は1ランク下げる。

別紙 3 天城哺乳場入場時個体チェック表

年 月 (No.)

[illegible]

別紙 4 飼料給与プログラム＜哺乳場＞（日量/頭）（哺乳場）

目標体重	75	100	150	200
週齢	7	11	19	26
月齢(参考)	2	3	4	6
目標増体量(DG)	0.9	0.9	0.8	0.8
DMI	2.64	3.09	3.88	4.76
TDN要求量(kg)	1.65	2.05	2.66	3.3
CP要求量(g)	423	446	569	628
代用乳(CP24 TDN105)	0.56			
人工乳(CP18 TDN75)	1	1		
育成配合(CP19 DN69)		1	2	2
乾草チモシー	2	2	3	4.3
TDN給与量(kg)	1.7	2.3	2.7	3.3
TDN給与率(%)	103.2	113.9	102.3	100.1
CP給与量(kg)	0.5	0.5	0.6	0.7
CP給与率(%)	113.1	119.7	110.0	116.7
DM 給与量(kg)	3.03	3.41	4.26	5.37
DM 充足率(%)	114.9	110.3	109.8	112.9
NDF 含量(%)	31%	27%	33%	37%
CP 含量(%)	13%	13%	13%	12%
粗濃比	0.78	1.00	0.67	0.47

※要求量は日本飼養標準乳牛（2017 年版）

別紙5 飼料給与プログラム＜非妊娠＞（日量／頭）（放牧場）

目標体重	250	300	350	400	450	500
週齢	35	44	55	67	81	98
月齢(参考)	8	10	13	15	19	23
目標増体量(DG)	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.4
DMI	5.65	6.44	7.32	8.11	9	9.7
TDN要求量(kg)	3.91	4.21	4.72	4.89	5.34	4.99
CP要求量(g)	687	708	766	788	846	831
育成配合(CP19 TDN68)	3	3	3	3	3	2.5
乾草オーツ	2	2.5	3	3	4	4.5
乾草チモシー	2	2	2.5	3	3	3
TDN給与量(kg)	4.3	4.5	5.1	5.4	5.9	5.9
TDN給与率(%)	109.1	107.8	107.9	109.9	111.0	117.5
CP給与量(kg)	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	1.1
CP給与率(%)	132.8	131.9	133.1	137.4	133.2	126.8
DM 給与量(kg)	6.20	6.66	8.34	8.79	9.79	9.86
DM 充足率(%)	109.7	103.4	113.9	108.3	108.7	101.6
NDF 含量(%)	31.7%	33.6%	36.2%	37.0%	39.3%	42.3%
CP 含量(%)	13%	12%	12%	12%	11%	11%
粗濃比	0.75	0.67	0.55	0.50	0.43	0.33

※要求量は日本飼養標準乳牛（2017年版）

別紙6 飼料給与プログラム＜初妊娠＞（日量／頭）（放牧場）

目標体重	390	450	500	535	566	595
週齢	64	75	84	90	95	100
月齢(参考)	15	17	19	21	22	23
妊娠日齢	0	77	138	180	217	252
目標増体量(DG)	0.6	0.75	0.7	0.73	0.76	0.78
DMI	7.94	8.91	9.7	10.32	10.87	11.38
TDN要求量(kg)	4.8	4.97	4.99	5.24	5.47	5.68
CP要求量(g)	776	809	831	872	908	941
育成配合(CP19 TDN69)	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
乾草オーツ	4	4	4.5	5	5	5
乾草チモシー	3	3	3	3	3.5	4
TDN給与量(kg)	5.6	5.62	5.9	6.1	6.4	6.7
TDN給与率(%)	116.4	112.4	117.5	117.1	117.3	117.9
CP給与量(kg)	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2
CP給与率(%)	133.0	127.6	126.8	123.4	125.5	127.8
DM 給与量(kg)	8.52	9.36	9.86	10.36	10.81	11.26
DM 充足率(%)	107.3	105.1	101.6	100.4	99.4	98.9
NDF 含量(%)	41.4%	41.4%	42.3%	43.1%	43.5%	43.8%
CP 含量(%)	11%	11%	11%	10%	10%	10%
粗濃比	0.36	0.36	0.33	0.31	0.429	0.28

※要求量は日本飼養標準乳牛（2017年版）

月齢別作業内容

	月 齢	作 業
哺乳場 (哺乳牛舎)	入場時	・ 体重推定尺による体重測定 ・ 個体チェックによるランク付け ・ 経口補液剤・抗生物質・ビタミン剤の投与 ・ 到着 1 時間後に代用乳の給与
	入場時～1 週間	・ 個別識別番号・異動記録の確認と異動報告 ・ 健康状態の確認（特に下痢・呼吸器症状のチェック）
	2 ヶ月齢	・ 人工乳摂取 1 kg／日以上を確認し離乳 ・ （必要に応じて、育成牛舎移動前に抗生物質投与）
哺乳場 (育成牛舎)	3 ～ 4 ヶ月齢	・ 育成牛舎移動後に除角
	3 ～ 4 ヶ月齢	・ 体重推定尺による体重測定 ・ 6 種混合ワクチン接種
	5 ヶ月齢	・ 牛伝染性リンパ腫検査（抗体陰性牛は 1 ヶ月後に再検査）
	6 ヶ月齢	・ 体重推定尺による体重測定 ・ ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫検査
放牧場	8 ヶ月齢～	・ 放牧場（育成牛舎）に移動 ・ 牛衡機または体重推定尺による体重測定（毎月 1 回） ・ 5 種混合ワクチン接種（12 ヶ月齢）
	13 ヶ月齢～	・ 体重 300 kg 以上のものは自然交配による繁殖開始 ・ 体重 330kg 以上のものは人工授精による繁殖開始
	受胎～退牧	・ 受胎群にまとめて管理 ・ 退牧前に妊娠の確認

令和 8 年度月別作業計画

	1	2	3	4
4 月	放牧馴致（2 群）	種畜衛生検査	堆肥追肥散布 簡易更新①	放牧準備（飲水確認）
5 月	完全放牧（3 群）	種畜検査		
6 月				
7 月	堆肥追肥（夏分）	部分種まき		水源大掃除（年1回程度）
8 月	堆肥追肥（夏分）		部分種まき	掃除刈り
9 月		部分種まき	簡易更新②	
10 月	舎飼馴致（2 群）			
11 月				
12 月				
1 月	堆肥追肥（春分）			
2 月	堆肥追肥（春分）			
3 月	堆肥追肥（春分）			

※鹿柵点検・修理、牧柵点検・修理、堆肥散布、雑草除草、掃除刈り、草地更新については随時実施

別紙 9

静岡県家畜共同育成場の口蹄疫防疫対策について

フェーズ		野生動物発生時の対応	農場発生時の対応
1	平常時	－	－
2	国内発生	天城関係者会議	天城関係者会議
3	国内発生 (※関係地域)	◆関係地域からの車両受入中止	－
4	隣接県発生	◆放牧制限協議 ◆指定牧区に電柵設置 ◆自主措置 ・預託の入牧制限 ・受胎牛の早期帰牧	◆自主措置 ・預託の入牧制限 ・受胎牛の早期帰牧
5	県内発生		◆放牧制限協議 ◆指定牧区に電柵設置
6	搬出制限 区域内発生		◆搬出制限 (半径 20km 以内農場)
7	移動制限 区域内発生	◆移動制限 (半径 10km 以内農場) ◆放牧制限	
8	公共牧場発生	防疫措置	

- ◆放牧制限（法第 34 条、知事命令）
・牧区を限定して飼養

関連業者

関係地域	会社	備考	頻度
北海道	全酪連	再預託先	毎月
愛知県	全酪連	再預託用、愛知県出発のトラック	稀に
	中部エコテック	縦型コンポスト修繕	年に 1 度
兵庫県		縦コン用白土購入	2 ヶ月に 1 度
県内	経済連	乾草、配合	週に 1 度
	ママシタ	チモシー、オーツ	週に 1 度

育成牛受託等の状況

年度	受託延頭数				預託料収入	指定管理者 保有牛延頭数	育成延頭数	飼育職員数 (施設管理職員含)
	哺乳場	放牧場	畜産技術研究所	計				
	頭	頭	頭	頭	千円	頭	頭	人
H18	52,854	58,824	15,169	126,847	75,454	3,443	130,290	9
H19	44,256	51,138	14,770	110,164	67,583	5,954	116,118	9
H20	55,179	48,852	13,915	117,946	68,055	12,093	130,039	8
H21	66,042	60,839	14,456	141,337	81,551	6,026	147,363	8
H22	75,816	69,474	15,136	160,426	92,566	7,096	167,522	9
H23	65,877	60,854	14,544	141,275	81,516	9,732	151,007	8
H24	72,073	54,205	14,537	140,815	81,247	7,869	148,684	9
H25	64,130	51,733	13,675	129,538	74,701	8,768	138,306	7
H26	69,861	46,883	12,128	128,872	76,454	8,553	137,425	7
H27	71,394	55,063	12,668	139,125	82,640	7,434	146,559	7
H28	69,194	55,818	13,205	138,217	82,100	6,369	144,586	7
H29	70,793	64,565	13,287	148,645	89,484	6,854	155,499	7
H30	66,103	78,250	14,634	158,987	95,710	6,334	165,321	7
R1	69,905	99,677	15,368	184,950	112,385	5,985	190,935	7
R2	66,945	144,692	15,876	227,513	139,465	5,985	233,498	9
R3	66,577	141,258	14,994	222,829	136,582	6,559	229,388	10
R4	60,740	146,394	15,100	222,234	150,008	4,360	226,594	10
R5	60,353	94,284	12,222	166,859	112,630	4,021	170,880	8
R6	44,668	76,232	12,266	133,166	93,083	5,411	138,577	8
R7	54,252	77,854	10,190	142,296	99,465	7,475	149,771	8
R8見込	63,708	94,452	5,172	163,332	114,169	9,312	172,644	8
R9計画	73,000	98,550	14,600	186,150	144,266	5,000	191,150	8

令和 7 年度静岡県家畜共同育成場事業報告書

所 在 地	静岡市葵区相生町14番26-3号
指定管理者名	公益社団法人静岡県畜産協会
代 表 者 氏 名	会長 河原崎友二

1 業務の実施状況の概要

平成18年度から指定管理者として家畜共同育成場の管理運営業務を開始し、現指定管理期間(令和4年度～令和8年度:5年間)の第4年次である令和7年度は職員8名で管理運営を行った。

(1) 育成家畜受託事業の推進

預託推進員(非常勤畜産コンサルタント)4名を県内各地に配置し農家から要望をきめ細かく把握し預託推進を図るとともに預託牛の入退場時等に牧場職員が預託農家に牧場の評価、意見・要望等の聴取を行い、随時管理業務に反映させた。

従来、自然交配による繁殖方法から人工授精(性判別精液の利用)については、令和元年度から人工授精を試行・導入し、令和3年度から本格的に開始し現在ではほとんどの預託牛が人工授精により受胎している。

しかし、人工授精により受胎しない個体については、マキ牛利用を継続しており、農家からは優良系統のマキ牛(市場性のある産仔)導入の要望が多かった。これを受け、県畜産技術研究所生産のマキ牛を廃用し、家畜改良センターが育成した種雄牛候補牛の払い下げを受け優良系統マキ牛の導入を行った。

また、県畜産技術研究所の研究開発に供する試験牛として、受託牛を研究所に提供(再預託)することにより、県行政に協力している。しかし、預託農家は畜産技術研究所からの退牧牛の状態が悪いため再預託を忌避する動きがあり、令和7年度末では1戸のみが再預託に同意している状況で畜産技術研究所の飼養管理の改善が求められている。

受託実績については、飼料高騰等による酪農情勢の悪化のため農家の廃業・規模縮小や乳用後継牛生産から短期収入が見込める交雑種子牛生産のシフトが起こったため、令和7年度受託延べ頭数は142,296頭で、対計画到達率は63.9%となった。

(2) 受託牛の飼養管理

毎月、群編成の変更ごとに飼料計算を行い、飼料給与量を決定している。特に購入乾草は2か月毎に入札により調達しているため頻繁な品質の変化あり、加えて冬季寒冷時の損失エネルギーを考慮した増飼いの必要から、増体や繁殖成績を参考に随時給与量の修正を行った。

繁殖管理としては、発情発見のための「牛歩」の活用と発情兆候の観察行い適期授精

に努めたほか、県東部家畜保健衛生所による早期妊娠鑑定と繁殖問題牛の摘発・対応策の御指導を得ながら繁殖成績の向上に努めた。その結果、令和7年度の仕上げ受託牛(妊娠させて預託農家に退牧させる牛)215頭のうち不受託退牧は1頭(農家希望による早期退牧を除く)であり、預託農家のニーズに応えることができた。

家畜共同育成場の懸案である放牧病対策については、県東部家畜保健衛生所による定期的な衛生検査による発症牛の摘発を受け早期治療を行っているが、依然として発生が増加・継続している。

また、哺乳場において発生の多い呼吸器病と下痢の対策として、畜産技術研究所の協力を得て治療マニュアルを作成し治療を行うとともに、冬季の寒冷対策、給与乾草の細断、呼吸器病対策としてワクチンプログラム見直しなど飼養管理の改善を行った結果、重篤化・再発事例は減少し、死傷事故も減少した。

放牧場では、パドック中央に戻し堆肥によるベッド(コンポストバーン)を設け、バーン管理の改善を図った。

また、畜産技術研究所職員を講師に超音波診断器の研修会の開催、全共、日本家畜人工授精師協会主催の全国発表会への派遣など職員の資質向上を図った。

(3) 放牧用草地の維持管理

放牧草地の有効利用・良質牧草の確保のため、草地簡易更新、堆肥又は化成肥料の散布を行うほか、強害雑草のアザミ・ギンギン等の繁茂牧区については、有用除草剤のスポット散布を行い草勢回復に努めた結果、平成29年度の放牧利用草地15ha(実面積)から放牧利用面積を拡大し、現在、49.6haの草地を放牧利用している。協会では、これら草地の維持管理を行い良好な草勢を確保に努めているが、排水不良草地が多く、牧草の的確な管理の阻害要因となっている。

放牧地の拡大・放牧頭数の増加に対応して、放牧地に補助飼料を給与する簡易飼槽の設置、当該飼槽周囲の軟弱地盤対策としてコンクリート敷設を行ったことにより、周年放牧(冬季も放牧)が可能となっている。

(4) 安全対策の徹底

「安全は、すべてに優先する」を共通認識として定着させるため、毎朝の始業ミーティングにおいて作業上の注意事項の確認、車両使用前後の点検表による安全対策を徹底するとともに、入退場のための牛輸送担当者には出発前に安全運転についての声掛けを行っている。

また、令和7年度は、外部講師による場内安全運転講習会の開催及び令和4年度から近隣の寺院での労働安全祈願祭を開催し職員の安全意識の向上・醸成を図った。

(5) 牧場使用機械・施設の維持管理

車両機械の始業前後の点検、月次点検及びグリスアップなどのメンテナンスを行うとともに、業者による年次点検及び修理を実施した。老朽化が進む施設については、危険箇所を中心に修繕による維持管理を行った。

(6) 有害鳥獣防止対策

シカ・イノシシなどの有害鳥獣の侵入防止のために牧場周囲に設置された鹿柵については老朽化し破損個所が増加している。県のご協力を得て、点検・破損個所の修理を頻繁に実施しているが、修理後、短期間で多くの個所が再び破られるため、有害獣の侵入を防げない状況にある。なお、令和7年度は東部家畜保健衛生所の指導を受けドローンによる鹿柵破損個所の点検を試行した

牧場内に侵入したシカについては、地元猟友会の協力により、くくり罠による捕獲を行っているが、新たなシカの侵入が相次いでおり、牧草の食害とダニ密度が高まり、結果、放牧病の多発を引き起こす要因となっていることから、抜本的な対策を講じる必要がある。

一方、イノシシについては、平成30年度から伊豆市の協力により捕獲檻及び箱罠による捕獲を行い、牧場内のイノシシ数は激減している。

(7) 堆肥化处理施設

敷料としては高価なオガクズの購入量を低減するため、バイオマス施設(縦型コンポ)縦型コンポで生産した堆肥を戻し堆肥として敷料利用している。また、生産した堆肥と糞尿を混合し、堆積・切返しを繰り返した完熟堆肥を生産し、地元農協や耕種農家に無償で提供している。

しかし、縦型コンポについては老朽化による修繕の頻発、電気料金高騰(年間400万円程度)、白土が入手困難で価格上昇するなどコスト増の要因となっているため、堆肥化处理体系の抜本的な見直しが喫緊の課題となっている。

2 年間育成実績

(1) 育成延べ頭数の実績

単位：頭

区分	受 託 牛				保 有 牛				合計
	哺乳場	放牧場	畜産技術 研究所	計	哺乳場	放牧場	畜産技術 研究所	計	
育成延べ頭数	54,252 (73,000)	77,854 (135,050)	10,190 (14,600)	142,296 (222,650)	1,688 (1,250)	5,807 (3,750)	－ (－)	7,475 (5,000)	149,771 (227,650)

※ 上段に実績数字、下段（ ）内に計画数字を記載する。

(2) 月別育成延べ頭数の実績

単位：頭

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
哺乳場	4,796 (5,680)	5,114 (6,010)	4,861 (6,130)	4,200 (6,120)	4,453 (6,180)	4,304 (6,100)	4,153 (6,150)	3,911 (6,120)	4,737 (6,140)	4,583 (6,130)	4,317 (6,090)	4,823 (6,150)	54,252 (73,000)
放牧場	4,962 (12,100)	5,811 (11,650)	5,943 (11,050)	6,870 (11,500)	6,653 (11,600)	6,053 (11,450)	6,808 (11,350)	6,965 (11,150)	6,725 (11,550)	7,001 (10,950)	6,440 (10,400)	7,623 (10,300)	77,854 (135,050)
畜産技術 研究所	1,200 (1,350)	1,235 (1,395)	1,166 (1,350)	1,178 (1,395)	1,174 (1,395)	1,070 (1,200)	996 (775)	751 (465)	524 (1,085)	351 (1,240)	235 (1,400)	310 (1,550)	10,190 (14,600)
計	10,958 (19,130)	12,160 (19,055)	11,970 (18,530)	12,248 (19,015)	12,280 (19,175)	11,427 (18,750)	11,957 (18,275)	11,627 (17,735)	11,986 (18,775)	11,935 (18,320)	10,992 (17,890)	12,756 (18,000)	142,296 (222,650)

※上段実績、下段（ ）計画

3 バイオマス施設年間管理実績

区 分		実績(A)	計画(B)	差(A)-(B)	供給元又は処理先	特記事項
メタン発酵施設	ふ ん 尿 処 理 量	0 t	0 t	t		
	生 ご み 処 理 量	0 t	0 t	t		
	液 肥 処 理 量	0 t	0 t	t		
堆肥化施設	ふ ん 尿 処 理 量	273.5 t	550 t	△276.5 t	牧場	
	消 化 残 渣 処 理 量	0 t	0 t	0 t		
	堆 肥 生 産 量	141.0 t	310 t	△169.0 t	牧場	
	堆 肥 供 給 量	26.0 t	20 t	6.0 t	近隣耕種農家	

注1：ふん尿には、おが屑を含む。

注2：液肥利用量は、牧場内の牧草地散布量

注3：消化残渣処理量は、メタン発酵施設から排出された消化液の固形残渣の処理量

注4：堆肥供給量は、牧場外への堆肥の散布量

4 自主事業に係る実績

西伊豆町の「牧場の家」との連携を図り、「牧場の家」周辺の草地の美化と放牧による牧歌的風景を提供した。

5 収支決算

(1) 収入

単位：円

科 目	決算額(A)	予算額(B)	増減(A)－(B)	摘 要
I事業収入	153,751,549	220,032,950	△ 66,281,401	
(1) 利用料金収入	99,464,904	155,632,350	△ 56,167,446	
(2) 県委託料	45,725,992	55,750,600	△ 10,024,608	
うち固定委託料	28,288,000	28,288,000	0	
うち変動委託料	17,437,992	27,462,600	△ 10,024,608	
(3) その他収入	8,560,653	8,650,000	△ 89,347	
家畜売上収入	308,352	500,000	△ 191,648	
種付料収入	2,665,828	3,550,000	△ 884,172	
入場管理料収入	1,529,959	2,200,000	△ 670,041	
種付証明書料収入	105,600	200,000	△ 94,400	
予防注射料収入	3,950,914	2,200,000	1,750,914	
II 自主事業収入				
III その他収入	341,932	100,000	241,932	
(1) 受取利息	53,548	1,000	52,548	
(2) 雑収入	288,384	99,000	189,384	
収 入 計 (C)	154,093,481	220,132,950	△ 66,039,469	

注1：固定委託料は、静岡県家畜共同育成場の管理運営に関する年度協定書第3条第1項に規定する委託料をいう。

注2：変動委託料は、静岡県家畜共同育成場の管理運営に関する年度協定書第3条第2項に規定する委託料をいう。

(2) 支出

単位：円

科 目	決算額(D)	予算額(B)	増減(D)－(B)	摘 要
I 事業費用	156,099,358	217,877,600	△ 61,778,242	
(1) 委託料	8,658,800	10,075,600	△ 1,416,800	
(2) 事業費	107,081,323	153,038,000	△ 45,956,677	
(3) 管理費	40,359,235	54,764,000	△ 14,404,765	
人件費	33,338,549	46,624,000	△ 13,285,451	
事務費	7,020,686	8,140,000	△ 1,119,314	
II 自主事業費用				
III その他費用	1,527,750	2,255,000	△ 727,250	
(1) 負担金	71,150	150,000	△ 78,850	
(2) 補償及び賠償金	786,749	2,000,000	△ 1,213,251	
(3) 備品購入費	0	0	0	
(4) 減価償却費他	669,851	105,000	564,851	
			0	
費 用 計 (F)	157,627,108	220,132,600	△ 62,505,492	

当期収支差額(C)－(F)	△ 3,533,627	350	△ 3,533,977	
---------------	-------------	-----	-------------	--

静岡県畜産技術研究所の試験への受託牛の提供について

令和 8 年度まで家畜共同育成事業を実施している(公社)静岡県畜産協会は、静岡県畜産技術研究所（以下、「畜技」という。）の放牧技術に関する研究や受精卵移植技術に関する研究等に協力するため、預託農家の合意のもと受託牛の一部を畜技に提供してきました。

提供に当たって、育成に係る費用（1 日 1 頭当たり 378 円）を委託費として協会から畜技に支払っています（指定管理者が預託農家から徴収する利用料金は、畜技へ提供している期間を含めて徴収します。）。

なお、畜技に提供した受託牛は、他の受託牛と同様、育成期間終了後は預託農家に戻されます。

令和 9 年度以降も畜技の試験に協力していただくことになります。具体的な協力頭数等は今後、指定管理者と県との協議により決めることになります。

これまでの畜技への協力実績は下表のとおりです。

表 畜技への提供状況

年度	提供延べ頭数	委託金額
	頭	千円
H21	14,456	5,305
H22	15,136	5,555
H23	14,544	5,338
H24	14,537	5,335
H25	13,675	5,169
H26	12,128	4,584
H27	12,668	4,789
H28	13,205	4,991
H29	13,287	5,022
H30	14,634	5,532
R1	15,368	5,809
R2	15,876	6,001
R3	14,994	5,668
R4	15,100	5,708
R5	12,222	4,620
R6	12,266	4,637
R7	10,190	3,852

※ 1 日 1 頭当たり単価 378 円（H25 年度までは、367 円/頭・日）

家畜伝染病の検査等について

静岡県家畜共同育成場では、受託牛の健康状態を良好に維持するため、静岡県家畜保健衛生所による家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病検査及び放牧牛に特有の疾病の検査等の衛生対策を実施しています。以下にその概要を紹介しますので飼養管理の参考にしてください。

1 家畜伝染病等の検査

- (1) 実施機関：静岡県東部家畜保健衛生所
- (2) 時 期：随時 1 ヶ月に 1 回程度
- (3) 検査場所：天城哺乳場
- (4) 実施根拠：家畜伝染病予防法第 5 条の規定による知事の命令に基づく検査又は同法第 51 条の規定に基づく家畜防疫員の検査
- (5) 検査項目：ヨーネ病、牛伝染性リンパ腫
- (6) 検査結果による措置

家畜伝染病は、法に基づく措置とします。

牛伝染性リンパ腫**抗体陽性牛は、退場措置とします。**

2 その他の衛生検査

- (1) 実施機関：静岡県東部家畜保健衛生所、静岡県畜産技術研究所
- (2) 時 期：通年
- (3) 検査場所：天城放牧場
- (4) 検査項目：ピロプラズマ症等の放牧による疾病、一般臨床検査（傷病、栄養状態等）
- (5) 検査結果による措置

飼養管理方法の改善や獣医師の治療、駆虫等の対策を行います。

3 衛生対策及び疾病治療に関する役割分担

- (1) 家畜保健衛生所及び畜産技術研究所
 - ・ 法に基づく検査、衛生検査とその結果に基づく指導
 - ・ 繁殖管理についての技術指導
- (2) 指定管理者
 - ・ 一般傷病、繁殖障害の治療